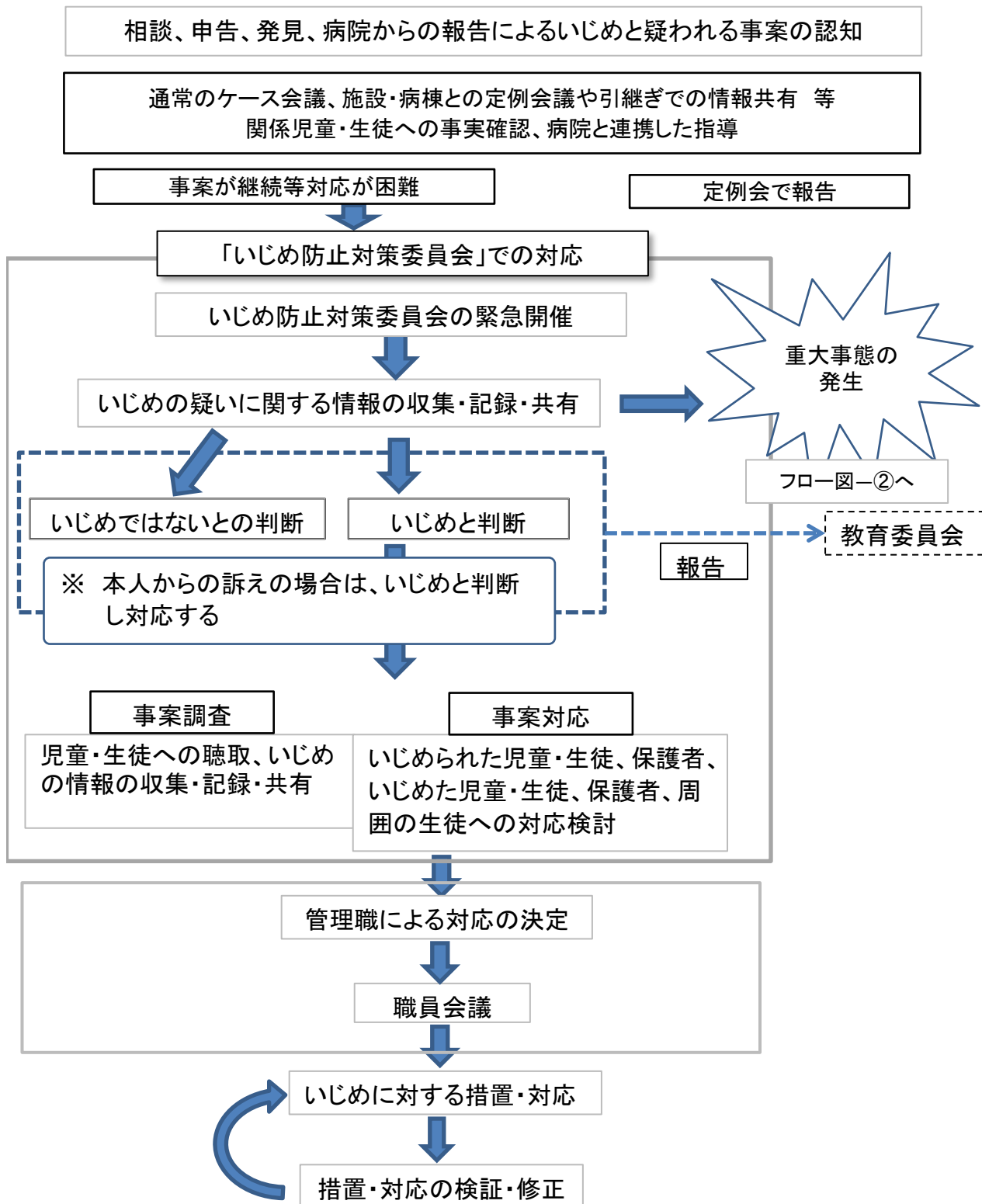


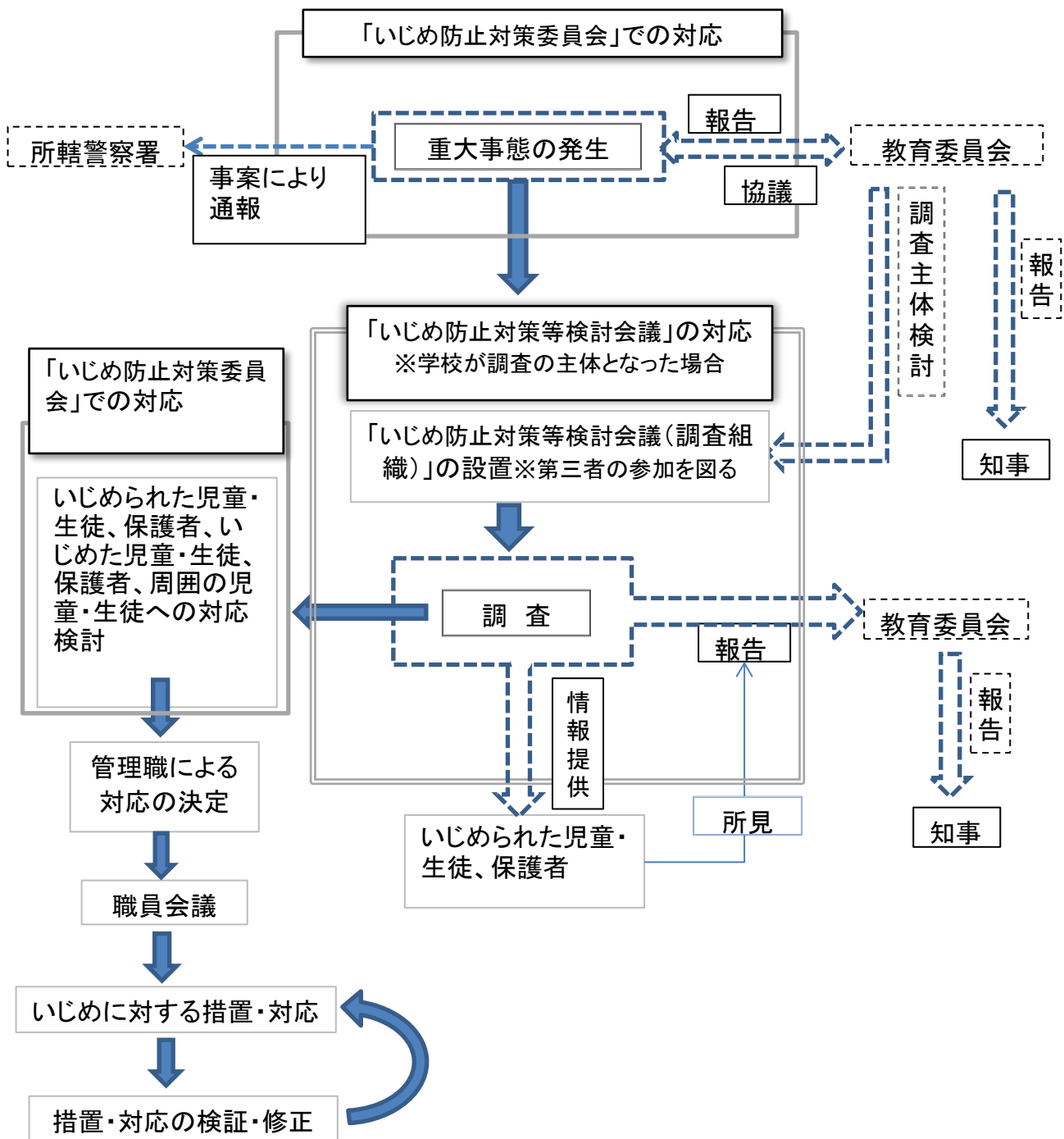
○ いじめ事案への対応フロー図-①



※ いじめ事案の発生時、事実確認から指導、対応まですべて、児童生徒が入院する病棟・施設と情報共有・協議して行う

※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する

○ いじめ事案への対応フロー図-②



- ※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・生徒、保護者、病院に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う